

平成29年第2回市議会(定例会)
付議案件綴及び同説明資料綴

(その1)

堺 市

目 次

| | 頁 |
|----------|--|
| 議案第 59 号 | 改正を要する条例の整理措置に関する条例…………… 3 |
| 議案第 60 号 | 堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例…………… 19 |
| 議案第 61 号 | 堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例…………… 23 |
| 議案第 62 号 | 堺市市税条例等の一部を改正する条例…………… 25 |
| 議案第 63 号 | 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 35 |
| 議案第 64 号 | 堺市水防従事者損害補償条例…………… 37 |
| 議案第 65 号 | 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 41 |
| 議案第 66 号 | 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 45 |
| 議案第 67 号 | 堺市下水道条例の一部を改正する条例…………… 47 |
| 議案第 68 号 | 工事請負契約の変更について [協和町デッキ補修外工事]…………… 49 |
| 議案第 69 号 | 訴えの提起について…………… 51 |
| 議案第 70 号 | 市道路線の認定について…………… 53 |
| 報告第 7 号 | 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について…………… 71 |

平成 29 年第 2 回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 29 年 6 月 2 日

堺市長 竹 山 修 身

- 議案第 59 号 改正を要する条例の整理措置に関する条例
- 議案第 60 号 堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案第 61 号 堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 62 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 63 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 64 号 堺市水防従事者損害補償条例
- 議案第 65 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第 66 号 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 67 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 68 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 69 号 訴えの提起について
- 議案第 70 号 市道路線の認定について
- 報告第 7 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

改正を要する条例の整理措置に関する条例

(行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第1条 行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行なつて」を「行って」に改める。

第4条第1項中「あつた」を「あった」に、「差迫つた」を「差し迫った」に改める。

第5条第1項中「行なわれた」を「行われた」に改める。

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「なつた」を「なった」に改める。

第27条ただし書中「あつた」を「あった」に改める。

附則第5項中「行つた」を「行った」に改める。

(堺市霊園条例の一部改正)

第4条 堺市霊園条例(昭和38年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「従つて」を「従って」に改める。

第15条第3項中「行わなかつた」を「行わなかった」に改める。

第18条の2第2項ただし書中「あつて」を「あって」に改める。

第24条第5号中「市長」を「、市長」に改める。

第28条の見出しを「(指定管理者の指定の手続)」に改め、同条第3項第6号中「ものである」を削る。

別表中「別表」を「別表(第18条関係)」に改める。

(災害にかかる応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例の一部改正)

第5条 災害にかかる応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例(昭和38年条例

第27号)の一部を次のように改正する。

題名中「かかる」を「係る」に改める。

第1条中「なつた」を「なった」に、「第17条」を「第24条」に、「よつて」を「よつて」に改める。

(堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部改正)

第6条 堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例(昭和39年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号から第4号までの規定中「よつて」を「よつて」に改める。

第6条第1号中「あつて」を「あつて」に改める。

(堺市住居表示条例の一部改正)

第7条 堺市住居表示条例(昭和39年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第1項」を「第1項」に、「申し出があつた」を「申出があつた」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第4条第2項中「市長が別に」を「規則で」に改める。

(堺市環境整備資金貸付基金条例の一部改正)

第8条 堺市環境整備資金貸付基金条例(昭和39年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もつて」に改める。

第5条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第1項中「もつて」を「もつて」に改め、同条第3項中「しなかつた」を「しなかつた」に改める。

第10条第1号中「よつて償還を怠つた」を「よつて償還を怠つた」に改める。

(堺市衛生研究所条例の一部改正)

第9条 堺市衛生研究所条例(昭和39年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「理科学的検査」を「理化学的検査」に改める。

(職員団体の登録に関する条例の一部改正)

第10条 職員団体の登録に関する条例(昭和41年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「あつて」を「あつて」に改め、同項第2号中「すべて」を「全て」に改め、同項第3号中「あつて」を「あつて」に改め、同条第2項第2号中「従つて」を「従つて」に改める。

第4条第1項中「あつた」を「あつた」に改める。

第5条中「もつて」を「もって」に改める。

(堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第11条 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項ただし書中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条第2項中「もつて」を「もって」に改める。

第5条第3号及び第4号中「よつて」を「よつて」に改める。

第7条中「かかつた」を「かかった」に改める。

第8条の2第1項中「なつた」を「なった」に改め、同項第1号中「治つて」を「治つて」に改める。

第9条中「治つた」を「治った」に改める。

第10条第1項中「なつた」を「なった」に改め、同条第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

第10条の2中「なつた」を「なった」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第12条第1項中「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第13条第1項中「至つた」を「至った」に改め、同項第3号中「なつた」を「なった」に改め、同項第4号中「よつて」を「よつて」に改め、同項第6号中「なくなつた」を「なくなつた」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「至つた」を「至った」に改める。

第14条第2項第2号及び第3号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第3項及び第4項中「あつて」を「あつて」に改める。

第18条第2項中「あつた」を「あつた」に改める。

第19条第2項中「もつて」を「もって」に改める。

第22条の2第2項中「代わつて」を「代わつて」に改める。

附則第2条の3第2項及び附則第4条中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第4条の2第2項中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第3項中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第5条第1項中「なつた」を「なった」に改める。

(市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例の一部改正)

第12条 市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例(昭和44年条例第27号)の一

部を次のように改正する。

第2条第1号中「あつて」を「あって」に改め、同条第3号中「行つて」を「行って」に改める。

(元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第13条 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例(昭和45年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「なくなつた」を「なくなった」に、「なつた」を「なった」に改める。

第5条第2項ただし書中「なつた」を「なった」に改める。

第6条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項中「こえる」を「超える」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第4項中「こえる」を「超える」に改める。

第7条中「受けなかつた」を「受けなかった」に、「あつた」を「あった」に改める。

第8条中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に改める。

第9条第1号中「あつた」を「あった」に改め、同条第2号及び第3号中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第4号中「あつた」を「あった」に改める。

第10条第3項中「至つた」を「至った」に改める。

第11条中「よつて」を「よって」に改める。

第12条第1項及び第2項中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第15条第2項中「こえる」を「超える」に改め、同条第3項第1号中「なつた」を「なった」に改める。

第17条中「もつて」を「もって」に改める。

第21条及び第22条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第23条第1項中「至つた」を「至った」に改め、同項第2号及び第3号中「なつた」を「なった」に改め、同項第4号中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に改め、同項第6号中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第24条中「あつた」を「あった」に改め、同条第3号中「失つた」を「失った」に改める。

第25条第4号及び第5号中「あつた」を「あった」に改める。

第26条中「あつた」を「あった」に、「行なわない」を「行わない」に、「よつて」を「よって」に改める。

第27条中「行なわない」を「行わない」に改める。

第28条第1項中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に、「行なわない」

を「行わない」に改め、同条第2項中「行なわない」を「行わない」に改める。

第29条第1項中「あつた」を「あった」に、「なつた」を「なった」に改める。

第30条第1項中「なつた」を「なった」に改め、同条第2項中「至つた」を「至った」に改める。

第32条中「行なわない」を「行わない」に改める。

第34条の見出し及び同条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

第35条中「なつた」を「なった」に改める。

附則第2条第1項第1号中「なつた」を「なった」に改め、同項第3号中「なつた」を「なった」に改め、同号イ中「できなかつた」を「できなかった」に改め、同条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条第3項中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第2条の2第1項中「あつた」を「あった」に、「なくなつた」を「なくなった」に、「なつた」を「なった」に改める。

附則第4条中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第5条第1項中「あつた」を「あった」に、「なつた」を「なった」に、「服さなくなつた」を「服さなくなった」に改め、同条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

附則第6条第1項中「あつた」を「あった」に、「服さなくなつた」を「服さなくなった」に、「なつた」を「なった」に改める。

別表第1中「失つた」を「失った」に、「あしゆび」を「足指」に改め、同表の備考2中「失つた」を「失った」に改め、同表の備考3中「あつて」を「あつて」に改め、同表の備考4中「あしゆび」を「足指」に、「失つた」を「失った」に改める。

別表第3中「あつた」を「あった」に改める。

(堺市名誉市民条例の一部改正)

第14条 堺市名誉市民条例(昭和46年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条中「行なう」を「行う」に改める。

(堺市有功章条例の一部改正)

第15条 堺市有功章条例(昭和46年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「行なう」を「行う」に改める。

(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第16条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「第10条第3項及び第12条第3項において」を「以下」に改める。

第12条の2第3項中「堺市職員の給与に関する条例」を「職員給与条例」に改める。

附則第2項中「よつて」を「よって」に改める。

(堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第17条 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第5条中「あつて」を「あって」に改める。

第7条第3号中「従わなかつた」を「従わなかった」に改める。

第9条中「治つた」を「治った」に改める。

第10条中「かかつた」を「かかった」に、「あつて」を「あって」に改める。

(堺市立日高少年自然の家条例の一部改正)

第18条 堺市立日高少年自然の家条例(昭和50年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

(堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部改正)

第19条 堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例(昭和52年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「なつている」を「なっている」に改める。

第2条及び第3条中「もつて」を「もって」に改める。

第4条第1項中「あつて」を「あって」に、「よつて」を「よって」に改める。

(堺市同和行政協議会条例の一部改正)

第20条 堺市同和行政協議会条例(昭和52年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

(堺市総合計画審議会条例の一部改正)

第21条 堺市総合計画審議会条例(昭和56年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

(市長等の退職手当に関する条例の一部改正)

第22条 市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「あたつて」を「当たって」に改める。

(堺市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関

する条例の一部改正)

第 23 条 堺市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例(昭和 57 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「あつた」を「あった」に改める。

第 7 条第 3 項中「よつて」を「よって」に改める。

第 8 条中「しなくなつた」を「しなくなった」に改める。

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第 24 条 堺市ラブホテル建築等規制条例(昭和 58 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「あつて」を「あって」に改める。

第 4 条第 1 項第 2 号中「あつて」を「あって」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第 2 項第 1 号中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第 9 条第 4 項中「あつた」を「あった」に改める。

(堺市立文化会館条例の一部改正)

第 25 条 堺市立文化会館条例(昭和 59 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「代わつて」を「代わって」に改める。

第 10 条第 1 項中「もつて」を「もって」に改める。

(堺市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 26 条 堺市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「存しなくなつた」を「存しなくなった」に改める。

(堺市化製場等に関する条例の一部改正)

第 27 条 堺市化製場等に関する条例(昭和 59 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条、第 4 条第 1 項、第 6 条、第 7 条及び第 9 条第 1 項中「あつて」を「あって」に改める。

(堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第 28 条 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和 60 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「あつた」を「あった」に改める。

第 3 条中「あつて」を「あって」に改める。

第 4 条第 1 項中「あつた」を「あった」に改める。

第5条第1号中「なくなつた」を「なくなった」に改め、同条第3号中「あつた」を「あつた」に改める。

第8条及び第9条中「あつた」を「あつた」に改める。

第11条中「なつた」を「なつた」に改め、同条第1号及び第3号中「あつた」を「あつた」に改める。

第12条中「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第13条第4号中「行つた」を「行つた」に改める。

第14条第2号中「なつた」を「なつた」に改める。

第20条中「しなかつた」を「しなかつた」に改める。

(堺市南部大阪都市計画中百舌鳥駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第29条 堺市南部大阪都市計画中百舌鳥駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和62年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もつて」に改める。

第7条中「あつて」を「あつて」に改める。

第10条第2項及び第11条ただし書中「あつた」を「あつた」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第30条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び附則第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

(堺市南部大阪都市計画新金岡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第31条 堺市南部大阪都市計画新金岡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成2年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もつて」に改める。

第10条第1項第2号中「なつた」を「なつた」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に改める。

第11条ただし書中「あつた」を「あつた」に改める。

(堺市文化財保護条例の一部改正)

第32条 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「できなかつた」を「できなかつた」に改める。

第 21 条第 6 項及び第 40 条第 6 項中「すべて」を「全て」に改める。

(堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 33 条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の表以外の部分中「育児短時間勤務」の次に「(育児休業法第 17 条に規定する短時間勤務を含む。以下同じ。)」を加え、同条の表第 17 条第 3 項の項中「育児短時間勤務」の次に「(同法第 17 条に規定する短時間勤務を含む。)」を加える。

第 19 条の表第 2 条第 1 項の項中「第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた」を「第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条に規定する短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）をしている」に、「当該承認を受けた育児短時間勤務」を「当該育児短時間勤務」に改め、同表第 3 条第 1 項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第 20 条第 1 項中「(育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

第 27 条第 2 項の表第 22 条第 6 項の項中「育児短時間勤務」の次に「(同法第 17 条に規定する短時間勤務を含む。)」を加える。

(堺市立霊堂条例の一部改正)

第 34 条 堺市立霊堂条例（平成 6 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の見出しを「(指定管理者の指定の手続)」に改め、同条第 3 項第 6 号中「ものである」を削る。

(堺市環境基本条例の一部改正)

第 35 条 堺市環境基本条例（平成 9 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

前文及び第 3 条第 4 項中「すべて」を「全て」に改める。

(堺市手数料条例の一部改正)

第 36 条 堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

(堺市介護保険条例の一部改正)

第 37 条 堺市介護保険条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 条及び第 13 条中「すべて」を「全て」に改める。

(堺市情報公開条例の一部改正)

第 38 条 堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号ウ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人」に改める。

第 13 条中「すべて」を「全て」に改める。

（堺市循環型社会形成推進条例の一部改正）

第 39 条 堺市循環型社会形成推進条例（平成 15 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条中「すべて」を「全て」に改める。

（堺市立のびやか健康館条例の一部改正）

第 40 条 堺市立のびやか健康館条例（平成 15 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「ものである」を削る。

第 8 条第 1 号中「使用許可」を「使用の許可」に改める。

第 10 条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第 2 項第 2 号中「健康館の」を削り、同条第 3 項中「使用許可」を「使用の許可」に改める。

第 12 条の見出しを「(使用の許可の取消し)」に改め、同条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項中「使用許可」を「使用の許可」に改める。

第 13 条第 1 号中「迷惑をかけるおそれのある」を「迷惑となる」に、「を携帯する」を「の類を携行する」に改める。

別表中「別表」を「別表（第 9 条関係）」に改める。

（堺市美原 B&G 海洋センター条例の一部改正）

第 41 条 堺市美原 B&G 海洋センター条例（平成 16 年条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「次の」を「市長は、次の」に改める。

（堺市障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第 42 条 堺市障害者扶養共済制度条例（平成 17 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 条第 4 項中「すべて」を「全て」に改める。

（堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第 43 条 堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 17 年条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第13号イ中「第2条第2項」を「第2条第2号」に改める。

第4条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

(堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の一部改正)

第44条 堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例(平成18年条例第77号)の一部を次のように改正する。

前文中「すべて」を「全て」に改める。

(堺市環境影響評価条例の一部改正)

第45条 堺市環境影響評価条例(平成18年条例第78号)の一部を次のように改正する。

第10条中「前条の規定により」を「前条第1項の規定による」に改める。

第11条の見出しを「(配慮計画審査書の作成等)」に改め、同条第2項及び第3項中「計画審査書」を「配慮計画審査書」に改める。

第17条中「前条の規定により」を「前条第1項の規定による」に改める。

第26条中「より」を「よる」に改める。

第27条第2項中「準備書」との次に「、「第1種事業者」を「事業者」と」を加える。

第34条第3項中「より公告を行った」を「よる公告をした」に改める。

第36条中「行う」を「する」に改める。

第39条第1項中「その他規則で定める」を「その他の」に改める。

第41条第3項中「ときは」の次に「、技術指針で定めるところにより」を加える。

第43条第2項中「環境保全」を「環境の保全」に改める。

第44条中「第13条第1項又は第16条第1項の規定による公告がなされた」を「第9条第1項の規定による公告があった」に、「第12条第1項第1号」を「第8条第1項第1号」に改める。

第45条第1項中「なされた」を「あった」に改め、「第12条第1項第2号」の次に「又は第15条第1項第2号」を加え、同条第4項中「行われた」を「あった」に、「公告が行われ」を「公告をし」に、「行われる」を「する」に改める。

第47条第1項中「行われた」を「あった」に改め、同条第4項中「行われるもの」を「するもの」に改める。

(堺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第46条 堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

(堺市火災予防条例の一部改正)

第47条 堺市火災予防条例(平成20年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条中「の位置」を「は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つものとするほか、その位置」に、「第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

第19条第4項中「の位置」を「は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つものとするほか、その位置」に、「第2条第1項第1号(アを除く。)及び第19号」を「第2条第1項第19号」に改める。

第38条第2項中「とは、当該工事」を「とが当該工事」に改める。

第43条第1号中「第41条第1項各号」を「第41条第1項各号に」に改める。

第65条第1項第1号中「対象物」を「防火対象物」に、「仕上」を「仕上げ」に改める。

第66条第2項第4号中「第13条の5第1項」を「第13条の5第3項」に、「同条第2項及び第3項」を「同条第4項及び第5項」に改める。

第67条第1項の表中「で、冷凍室又は冷蔵室の部分で、床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分」を「の冷凍室又は冷蔵室の用に供される部分で、その床面積の合計が500平方メートル以上のもの」に改める。

第70条第3項中「及び第6項」を削る。

第81条第1項中「(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。)」を削る。

第91条第2項中「第5条第1項第2号ウに規定する火炎の伝送を防止できる消火装置」を「第5条第1項第2号エに規定する自動消火装置」に改める。

(堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第48条 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成20年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

(堺市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部改正)

第49条 堺市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第72号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(可動堰^{せき}の管理施設)」に改める。

第34条の見出しを「(水門及び樋門^ひの管理施設等)」に改める。

(堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第50条 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第2の24の項事務の欄中「里親の認定、養育里親の登録」を「養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定」に改める。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第51条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第22条第5項中「範囲」を「範囲内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正を要する条例の整理措置に関する 条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

法令等の改正に伴う規定の整備その他字句の補正及び規定の明確化を図る必要のある次の条例について所要の整理措置等を講ずるため、本条例を制定するものであること。

- (1) 行進及び集団示威運動に関する条例 (昭和 24 年条例第 9 号)
- (2) 職員の服務の宣誓に関する条例 (昭和 26 年条例第 5 号)
- (3) 堺市職員の給与に関する条例 (昭和 29 年条例第 6 号)
- (4) 堺市霊園条例 (昭和 38 年条例第 7 号)
- (5) 災害にかかる応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例 (昭和 38 年条例第 27 号)
- (6) 堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例 (昭和 39 年条例第 7 号)
- (7) 堺市住居表示条例 (昭和 39 年条例第 23 号)
- (8) 堺市環境整備資金貸付基金条例 (昭和 39 年条例第 33 号)
- (9) 堺市衛生研究所条例 (昭和 39 年条例第 40 号)
- (10) 職員団体の登録に関する条例 (昭和 41 年条例第 17 号)
- (11) 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 43 年条例第 2 号)
- (12) 市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例 (昭和 44 年条例第 27 号)
- (13) 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例 (昭和 45 年条例第 31 号)
- (14) 堺市名誉市民条例 (昭和 46 年条例第 6 号)
- (15) 堺市有功章条例 (昭和 46 年条例第 7 号)
- (16) 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (昭和 46 年条例第 18 号)
- (17) 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和 49 年条例第 31 号)
- (18) 堺市立日高少年自然の家条例 (昭和 50 年条例第 13 号)

- (19) 堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和 52 年条例第 27 号）
- (20) 堺市同和行政協議会条例（昭和 52 年条例第 44 号）
- (21) 堺市総合計画審議会条例（昭和 56 年条例第 17 号）
- (22) 市長等の退職手当に関する条例（昭和 56 年条例第 37 号）
- (23) 堺市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例（昭和 57 年条例第 19 号）
- (24) 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和 58 年条例第 17 号）
- (25) 堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）
- (26) 堺市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 19 号）
- (27) 堺市化製場等に関する条例（昭和 59 年条例第 28 号）
- (28) 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年条例第 21 号）
- (29) 堺市南部大阪都市計画中百舌鳥駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 62 年条例第 21 号）
- (30) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年条例第 20 号）
- (31) 堺市南部大阪都市計画新金岡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 年条例第 24 号）
- (32) 堺市文化財保護条例（平成 3 年条例第 5 号）
- (33) 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）
- (34) 堺市立霊堂条例（平成 6 年条例第 33 号）
- (35) 堺市環境基本条例（平成 9 年条例第 13 号）
- (36) 堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）
- (37) 堺市介護保険条例（平成 12 年条例第 16 号）
- (38) 堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）
- (39) 堺市循環型社会形成推進条例（平成 15 年条例第 32 号）
- (40) 堺市立のびやか健康館条例（平成 15 年条例第 33 号）
- (41) 堺市美原 B & G 海洋センター条例（平成 16 年条例第 115 号）
- (42) 堺市障害者扶養共済制度条例（平成 17 年条例第 63 号）
- (43) 堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 17 年条例第 81 号）
- (44) 堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例（平成 18 年条例第 77 号）

- (45) 堺市環境影響評価条例（平成 18 年条例第 78 号）
- (46) 堺市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 4 号）
- (47) 堺市火災予防条例（平成 20 年条例第 25 号）
- (48) 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 20 年条例第 32 号）
- (49) 堺市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年条例第 72 号）
- (50) 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）
- (51) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成 28 年条例第 49 号）

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

堺市職員退職手当支給条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 4 項第 1 号中「自己都合退職者以外のもの」を「自己都合退職者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外の者」に改め、同項第 2 号中「以外のもの」を「以外の者」に改める。

第 9 条第 1 項中「相当するもの」を「相当する者」に、「定めるもの」を「定める者」に改め、同条第 6 項第 1 号中「公共職業安定所長」を「市長」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

附則に次の 1 項を加える。

（雇用保険法附則第 5 条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置）

- 9 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 9 条第 6 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」と

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就
あるのは

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居
職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規
住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進
則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進す
るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると
るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認
めたもの（アに掲げる者を除く。）

めたもの

とする。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市職員退職手当支給条例の一部改正について

1 改正の趣旨

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正により、個別延長給付が創設されたことに伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

第1条 堺市市税事務所設置条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「新金岡町4丁」を「百舌鳥赤畑町1丁」に改める。

第2条 堺市市税事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（次項の規定により設置する堺市固定資産税事務所が分掌するものを除く。）」を削り、同項の表を次のように改める。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|---------|--------------|------|
| 堺市市税事務所 | 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁 | 堺市全域 |

第2条第2項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市市税事務所設置条例の一部改正について

1 改正の趣旨

市税事務所における市税及び個人の府民税に関する事務の集約化を図ることにより、本市税務行政に係る業務の効率化及び組織体制の強化を推進し、もって税務事務の円滑な運営を図るため、全ての市税事務所を統合して堺市市税事務所を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第17条第1項第1号中「100分の3」を「100分の4」に改め、同号ア中「においては」を「には」に改め、同項第2号中「100分の3」を「100分の4」に改め、同号ア中「においては」を「には」に改め、同条第6項中「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項」に改める。

第28条中「によって」を「により」に改める。

第29条第1項第2号アを次のように改める。

ア 法第292条第1項第8号の控除対象配偶者を有する者 法第314条の2第1項第10号にそれぞれ定める金額

第29条第1項第2号中イを削り、ウをイとし、同号エ中「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改め、同号オを同号エとし、同号カ中「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改め、同号カを同号オとし、同号中キをカとし、同項第10号中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に、「控除対象配偶者又は」を「法第292条第1項第7号の同一生計配偶者又は同項第9号の」に改める。

第33条を次のように改める。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第33条 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。

第34条第1項各号列記以外の部分中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第34条の2の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に改め、「避難の指示等」の次に「以下この項及び」を、「被災年」の次に「以下この項及び」を加え、「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第45条の3において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第45条の3において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同項第6号中「あん分」を「按分」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第45条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度分」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」に改める。

第53条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車(法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下同じ。)に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)に環境性能割によって、軽自動車等(法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 軽自動車等の売買契約において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第53条第3項中「第443条第1項の規定によって軽自動車税」を「第445条第1項の規定により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び法第444条に定めるところによる。

第54条の次に次の5条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第54条の2 環境性能割の課税標準は、施行規則第15条の10各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(環境性能割の税率)

第54条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第54条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付又は報告)

第54条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の規定により市長に申告するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の規定により市長に報告しなければならない。

(環境性能割の減免)

第54条の6 市長は、第62条の規定により種別割の減免の対象となる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

第55条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの」を「(ア) 2輪のもの」に、「3輪のもの」を「(イ) 3輪のもの」に、「4輪以上のもの」を「(ウ) 4輪以上のもの」に、「乗用のもの」を「a 乗用のもの」に、「貨物用のもの」を「b 貨物用のもの」に改め、同号イ中「農耕作業用のもの」を「(ア) 農耕作業用のもの」に、「その他のもの」を「(イ) その他のもの」に改める。

第56条及び第58条の規定（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第59条の見出し中「軽自動車等」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第3項中「第447条第2項」を「第463条の19第2項」に改める。

第60条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第443条」を「第445条」に、「届け出した」を「届出をした」に改める。

第61条第5項中「第443条」を「第445条」に改める。

第62条から第64条までの規定（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の2第3号中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改める。

第101条中「第45条の2第1項」の次に「、第54条の5」を加える。

附則第3条の2第6項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第32項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削り、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第3条の3中「この条」の次に「、次条及び附則第3条の7」を加え、「附則第12条」を「附則第12条第26項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の3の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

附則第3条の4各号列記以外の部分中「法附則第15条の9第6項の総務省令で定める」を「施行規則附則第7条第9項各号に掲げる」に改め、同条第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に、同条第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改める。

附則第3条の5各号列記以外の部分中「この条」の次に「及び次条」を加え、「法附則第15条の9第11項の総務省令で定める」を「施行規則附則第7条第10項各号に掲げる」

に改め、同条第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

附則第3条の6中「法附則第15条の7第3項の総務省令で定める」を「施行規則附則第7条第3項に規定する」に改める。

附則第3条の7各号列記以外の部分中「(同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改める。

附則第18条の表を次のように改める。

| | | |
|----------|---------|---------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

附則第18条の次に次の7条を加える。

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

第19条 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第1項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第2項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 3 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第3項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第20条 附則第17条の2又は附則第19条の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法附則第30条の2に定めるところによる。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第21条 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第2章第3節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第21条の2 市長は、当分の間、第54条の6の規定にかかわらず、大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第64条の10第1項各号に掲げる自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付又は報告の特例）

第21条の3 第54条の5の規定による申告納付又は報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第21条の4 本市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第21条の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第54条の3の規定の適用については、

当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

- 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第54条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | | |
|--------------------|----------|--|--------|
| 第55条第2号ア(イ) | | 3,900円 | 3,100円 |
| 第55条第2号ア(ウ)a | | 6,900円 | 5,500円 |
| | | 10,800円 | 7,200円 |
| 第55条第2号ア(ウ)b | | 3,800円 | 3,000円 |
| | | 5,000円 | 4,000円 |
| 附則第18条の表以外の部分 | 第55条 | 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条 | |
| 附則第18条の表第2号ア(イ)の項 | 第2号ア(イ) | 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア(イ) | |
| | | 3,900円 | 3,100円 |
| 附則第18条の表第2号ア(ウ)aの項 | 第2号ア(ウ)a | 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア(ウ)a | |
| | | 6,900円 | 5,500円 |
| | | 10,800円 | 7,200円 |
| 附則第18条の表第2号ア(ウ)bの項 | 第2号ア(ウ)b | 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア(ウ)b | |
| | | 3,800円 | 3,000円 |
| | | 5,000円 | 4,000円 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第14条及び第17条(第6項を除く。)の改正規定 平成30年1月1日

(2) 第1条中第29条及び第86条の2の改正規定 平成31年1月1日

(3) 第1条中第2章第3節、第101条、附則第18条及び附則第20条から附則第21条の5までの改正規定並びに第2条の規定 平成31年10月1日

(個人の市民税に係る経過措置)

2 この条例による改正後の堺市市税条例(以下「新条例」という。)第14条及び第17条(第6項を除く。)の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に係る経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例第34条の2及び第45条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。以下「改正法」という。)による改正後の地方税法第349条の3の3第1項に規定するものをいう。)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した震災等(改正法による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定するものをいう。)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 この条例による改正前の堺市市税条例附則第3条の2第9項の規定により、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に係る経過措置)

7 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取

得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

堺市市税条例等の一部改正について

1. 改正の趣旨

- (1) 平成 29 年度税制改正による地方税法の改正に伴い、次に掲げる所要の改正を行うものであること。
 - ア 個人の市民税について、府費負担教職員の給与負担事務が移譲されたことに伴い、所得割の税率を 6% から 8% へ変更するとともに、配偶者控除等の見直しに係る規定の整備を行うものであること。
 - イ 固定資産税の課税標準の特例について、事業所内保育事業等に係る特例が地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）に変更されるとともに、企業主導型保育事業及び市民緑地の設置等についても同特例が創設されたことに伴い、条例で特例割合を定めるものであること。
 - ウ 軽自動車税の税率を燃費性能に応じて軽減する特例措置（通称：グリーン化特例）について、適用基準を見直した上で平成 31 年度末まで 2 年間延長されたことに伴い、改正を行うものであること。
- (2) 平成 28 年度税制改正において、消費税率 10% への引上げ時に、軽自動車税の環境性能割が創設され、現行の軽自動車税が種別割となる等の地方税法の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであること。
- (3) 規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 個人の市民税の所得割の税率変更に係る改正規定 平成 30 年 1 月 1 日
- (2) 配偶者控除等の見直しに係る改正規定 平成 31 年 1 月 1 日
- (3) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の創設に係る改正規定 平成 31 年 10 月 1 日

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表の第 1 項の表堺市公募提案型協働推進事業選定委員会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--------------------------|--|-------|-----|
| さかい NPO 協働大賞選 考委員会 | さかい NPO 協働大賞の受賞候補者の選 考についての審議及び審査に関する事務 | 5 人以内 | 2 年 |
|--------------------------|--|-------|-----|

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

さかい NPO 協働大賞の受賞候補者の選考についての審議及び審査に関する事務を行うため、さかい NPO 協働大賞選考委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 7 月 1 日から施行するものであること。

堺市水防従事者損害補償条例

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

(損害補償を受ける権利)

第2条 水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(損害補償の種類、範囲、金額、支給方法等)

第3条 水防従事者に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）のうち消防作業従事者に関する規定の例による。

(審査請求)

第4条 水防従事者の死亡、負傷又は疾病が水防に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して審査請求をすることができる。

(報告、出頭等)

第5条 市長は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還要求)

第6条 市長は、水防従事者に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該水防従事者に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、市長は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市水防従事者損害補償条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 24 条の規定により水防に従事した者が、水防に従事したことにより損害を受けた場合の補償を的確に行うことを目的として、次の事項を規定する本条例を定めるものであること。

- (1) 損害補償を受ける権利に関すること。
- (2) 損害補償の種類、範囲、金額、支給方法等に関すること。
- (3) 審査請求に関すること。
- (4) 報告、出頭等に関すること。
- (5) 損害補償費の返還要求に関すること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。



堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成 20 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 21 条」を「第 31 条」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によつて」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第 5 条第 3 項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下これらを「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべ

き事由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「特定期間」という。）に支給すべき事由が生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由が生じた特定期間に係る傷病補償年金等について、新条例第5条第3項の規定による補償基礎額により算出された損害補償の額がこの条例による改正前の堺市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定による補償基礎額により算出された損害補償の額（以下「旧損害補償額」という。）に達しない場合は、新条例第5条第3項の規定にかかわらず、旧損害補償額をもって新条例の規定による損害補償の額とする。

（損害補償の内払）

- 4 特定期間において、消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について旧条例第5条第3項の規定により加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定による損害補償（前項に規定する場合に該当するものを除く。）は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。

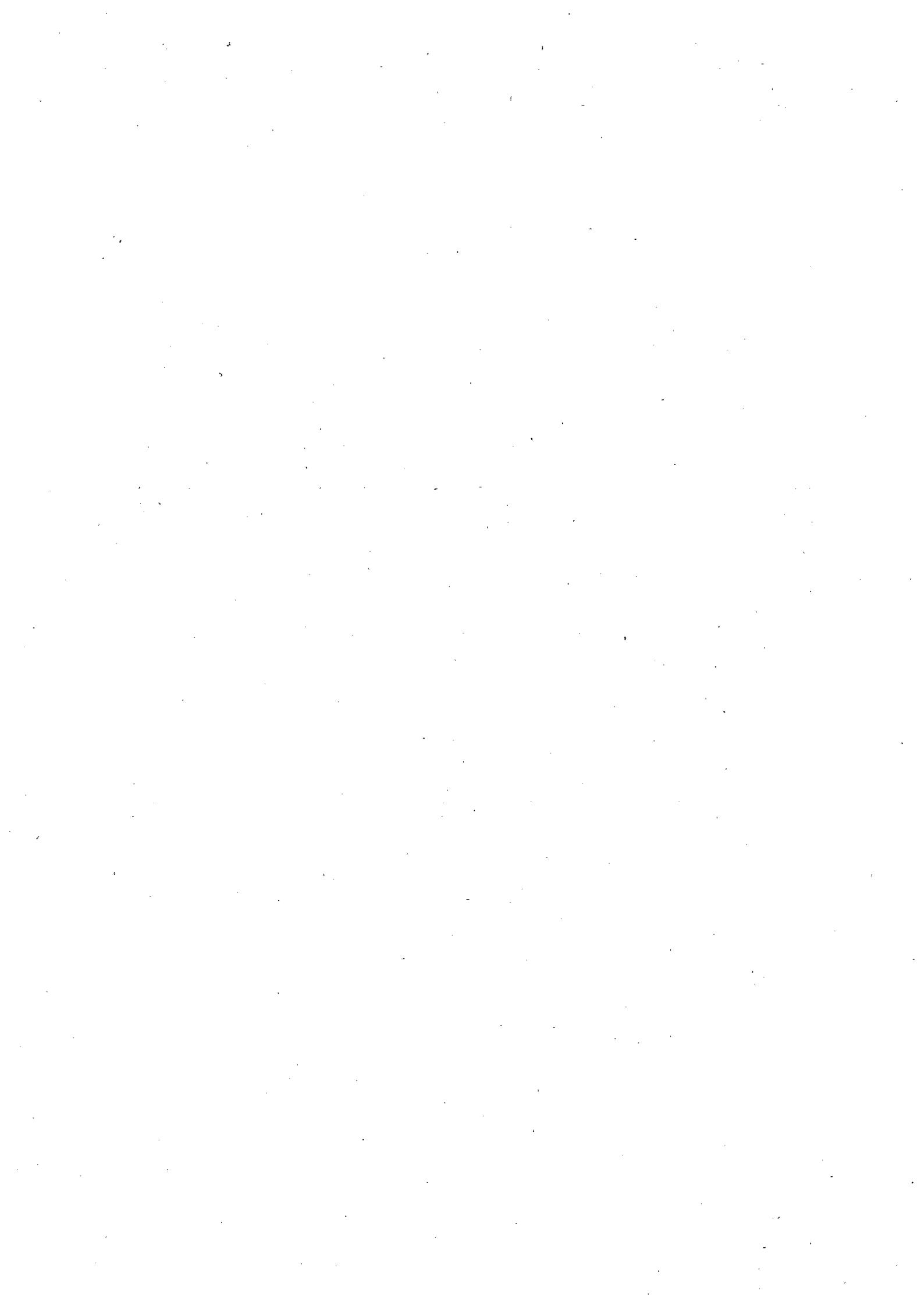
堺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）が一部改正されたことに伴い、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日等

公布の日から施行し、この条例による改正後の第 5 条第 3 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものであること。



堺市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の2の項の表中

| | | |
|----------------------------------|-----------|---|
| 堺市立 ^{はらやまだい} 原山台小学校 | 堺市南区原山台4丁 | を |
| 堺市立 ^{はらやまだいひがし} 原山台東小学校 | 堺市南区原山台5丁 | |

」

| | | |
|------------------------------|-----------|---|
| 堺市立 ^{はらやま} 原山ひかり小学校 | 堺市南区原山台5丁 | に |
|------------------------------|-----------|---|

」

改める。

第2条 堺市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表の2の項の表堺市立^{はらやま}原山ひかり小学校の項中「原山台5丁」を「原山台4丁」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

堺市立学校設置条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 学校規模に起因する様々な教育課題を解消し、教育環境の充実を図るため、堺市立原山台小学校及び堺市立原山台東小学校を廃止し、新たに堺市立原山ひかり小学校を設置することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 堺市立原山ひかり小学校の位置を変更することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行するものであること。

堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（使用の態様の変更の届出）

第 22 条の 2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったとき、その他管理者が定める使用の態様の変更があったときは、管理者が定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第 35 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 第 22 条の 2（第 34 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 22 条の 2 の規定は、平成 30 年 1 月 1 日以後に水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったとき、その他管理者が定める使用の態様の変更があったとき（以下これらを「使用の態様の変更があったとき」という。）について適用し、同日前に使用の態様の変更があったときについては、なお従前の例による。

（堺市地域下水道条例の一部改正）

3 堺市地域下水道条例（平成 3 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「第 10 号及び第 11 号」を「第 11 号及び第 12 号」に改める。

堺市下水道条例の一部改正について

1 改正の趣旨

下水道の使用実態を正確に把握するとともに、下水道使用料の適正な徴収の確保を図るため、水道水以外の水の排除に係る下水道使用料について、使用の態様の変更に係る届出を規定上明確にするとともに、使用開始の届出と同様に当該規定に違反した者を過料に処することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日から施行するものであること。

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 協和町デッキ補修外工事

- 2 契約の相手方 堺市西区浜寺元町2丁170番地
今重・泉都建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社今重興産
代表取締役 橋本 裕子
他の構成員 泉都興業株式会社
代表取締役 関口 謙治

- 3 契約金額 変更前 334,368,000 円
うち取引に係る消費税額等 24,768,000 円
変更後 399,616,200 円
うち取引に係る消費税額等 29,601,200 円

- 4 仮契約の日 平成29年4月26日

工事請負契約の変更について

1 変更する内容

| | 変更前 | 変更後 |
|-----------|-----------|-------------|
| 下 地 処 理 工 | ケ レ ン 作 業 | ウォータージェット工法 |

2 契約金額の変更 変更額 (増) 65,248,200 円

うち取引に係る消費税額等 4,833,200 円

- 3 変更理由 工事着手後、橋脚補強などの耐震補強工事を施工するために、コンクリート表面の保護塗装について調査を行ったところ、塗膜が厚いため、通常のケレン作業では除去できないことが判明した。この保護塗装を除去するためには、ウォータージェットでコンクリートの表面処理を行う必要があるため、増額変更を行う。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 事件名 違約金及び前払金余剰金返還等請求事件

2 当事者 原告 堺市

被告 堺市東区草尾 458 番地 3

天草建設株式会社 代表取締役 山崎 和仁

堺市堺区市之町東 4 丁 2 番 17 号

株式会社岸本建築設計事務所 代表取締役 岸本 準一

3 請求の趣旨

- (1) 被告天草建設株式会社に対し、金 14,172,076 円及びうち金 4,838,076 円に対する平成 29 年 3 月 3 日から、金 9,334,000 円に対する平成 28 年 3 月 30 日から各支払済みまで年 2 分 9 厘の割合による金員の支払を求める。
- (2) 被告らに対し、金 21,486,671 円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を求める。
- (3) 訴訟費用は被告らの負担とすることを求める。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)についての判決を求める。

4 訴訟方法等

控訴、上告、和解その他本件の処理に関する事項は、市長に一任する。

訴えの提起について

本市は、天草建設株式会社（以下「天草建設」という。）に対し、平成 28 年 11 月 21 日付
けで契約解除した北部地域整備事務所外壁改修外工事（以下「本件工事」という。）について、
平成 29 年 2 月 17 日に、違約金 4,838,076 円の請求及び建設工事前払金のうち余剰金 9,334,000
円の返還請求を行ったが、天草建設はこれに応じようとはしない。

また、天草建設は、本件工事における煙突の解体作業中、アスベスト事前調査等の義務を
怠ったことによりアスベスト事故を発生させ、加えて隣地の社会福祉法人あおば福祉会新金
岡センター保育園の園庭に解体材を落下させる事故を発生させた。

当該事故により新たに発生した追加工事等に係る費用である金 20,899,407 円及び当該事故
による損害を被った社会福祉法人あおば福祉会からの請求に対して、本市が早期解決のため
先行して応じた賠償金に係る求償金 587,264 円については、天草建設及び本件工事の設計を
行った株式会社岸本建築設計事務所（以下「岸本設計」という。）が支払う義務を負うもの
である。

そこで、(1)天草建設に対し、違約金及びこれに対する平成 29 年 3 月 3 日から、前払金余
剰金及びこれに対する平成 28 年 3 月 30 日から各支払済みまで年 2 分 9 厘の割合による金
員の支払を求める訴えを、(2)天草建設及び岸本設計に対し、追加工事等費用及び賠償金に係
る求償金並びにこれらに対する訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員
の支払を求める訴えを提起するものである。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

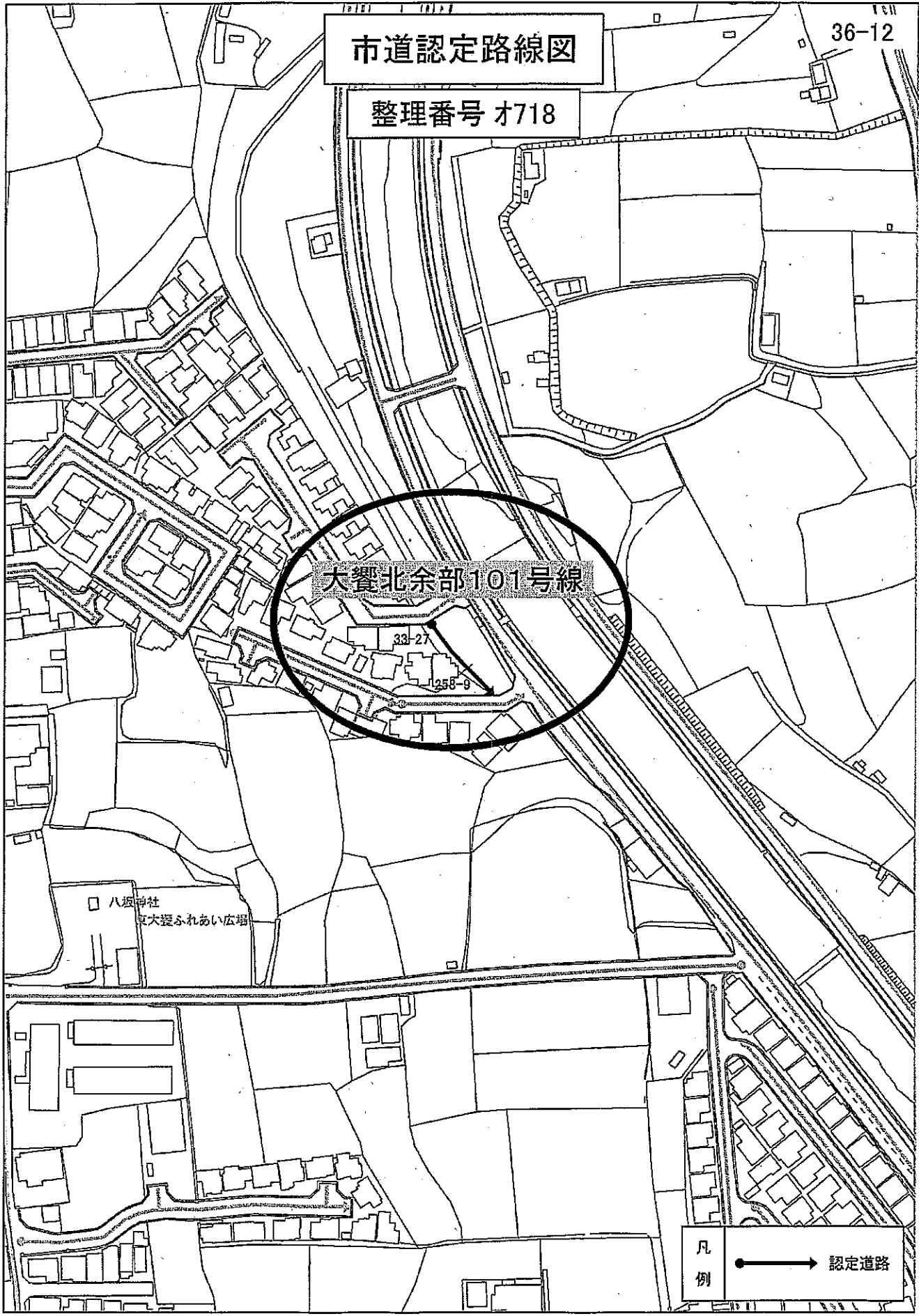
道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名 | 起終点 | 重要な経過地 | 付記 |
|-------|------------|---------------------------------------|--------|------------------|
| 718 | 大妻北余部101号線 | 美原区大妻33番27地先 美原区北余部258番9地先 | | 本市施行 |
| 7597 | 大保23号線 | 美原区大保61番6地先 美原区大保68番42地先 | | " |
| 7598 | 多治井72号線 | 美原区多治井560番1地先 美原区多治井617番2地先 | | 東除川堤防道路舗装事業に伴う認定 |
| 7372 | 綾之町西1号線 | 堺区綾之町西3丁11番1地先 堺区綾之町西3丁2番5地先 | | 都市計画法第39条による帰属 |
| 1278 | 土塔207号線 | 中区土塔町1998番2地先 中区土塔町1998番9地先 | | " |
| 1279 | 土塔107号線 | 中区土塔町2014番1地先 中区土塔町2013番4地先 | | " |
| 7231 | 上野芝84号線 | 西区上野芝町1丁1007番5地先 西区上野芝町1丁1007番10地先 | | " |
| 7170 | 逆瀬川8号線 | 南区逆瀬川1280番33地先 南区逆瀬川1280番186地先 | | " |
| 7171 | 逆瀬川9号線 | 南区逆瀬川1280番12地先 南区逆瀬川1280番224地先 | | " |
| 7172 | 逆瀬川10号線 | 南区逆瀬川1280番22地先 南区逆瀬川1280番124地先 | | " |
| 7173 | 逆瀬川11号線 | 南区逆瀬川1280番85地先 南区逆瀬川1280番135地先 | | " |
| 7174 | 逆瀬川12号線 | 南区逆瀬川1280番22地先 南区逆瀬川1280番151地先 | | " |
| 7175 | 逆瀬川13号線 | 南区逆瀬川1280番32地先 南区逆瀬川1280番98地先 | | " |
| 7176 | 逆瀬川畑1号線 | 南区逆瀬川1280番29地先 南区畑336番2地先 | | " |
| 7177 | 逆瀬川101号線 | 南区逆瀬川1280番26地先 南区逆瀬川1352番2地先 | | " |
| 7178 | 逆瀬川102号線 | 南区逆瀬川1280番9地先 南区逆瀬川1280番207地先 | | " |
| 7179 | 逆瀬川14号線 | 南区逆瀬川1280番207地先 南区逆瀬川1280番216地先 | | " |
| 7180 | 逆瀬川15号線 | 南区逆瀬川1280番5地先 南区逆瀬川1280番253地先 | | " |
| 7181 | 逆瀬川16号線 | 南区逆瀬川1280番263地先 南区逆瀬川1280番270地先 | | " |
| 7182 | 逆瀬川17号線 | 南区逆瀬川1280番214地先 南区逆瀬川1280番281地先 | | " |
| 7183 | 逆瀬川103号線 | 南区逆瀬川1280番215地先 南区逆瀬川1280番242地先 | | " |
| 71013 | 畑逆瀬川3号線 | 南区畑285番3地先 南区逆瀬川1280番165地先 | | " |

市道路線認定調書

| 整理 番号 | 路線名 | 起 終 点 点 | 重要な経過地 | 付記 |
|----------|----------|--------------------------------------|--------|------------------------|
| 3862 | 宮山台42号線 | 南区宮山台1丁4番29地先 南区宮山台1丁4番24地先 | | 都市計画法第 39条による 帰属 |
| 4385 | 中百舌鳥82号線 | 北区中百舌鳥町4丁523番3地先 北区中百舌鳥町4丁516番8地先 | | " |
| 4122 | 野遠42号線 | 北区野遠町22番33地先 北区野遠町22番17地先 | | " |
| 4581 | 菩提大塚4号線 | 美原区菩提37番2地先 美原区大塚255番2地先 | | " |



市道認定路線図

整理番号 才718

36-12

大饗北余部101号線

33-27

255-9

□ 八波神社
大饗ふれあい広場

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

36-04

整理番号 4597

大保23号線

61-6
68-42

真福寺ニュータウン

大保1号線

市立陸奥中学校

大保児童センター
不動甲区
大保児童センター

ふれあい広場

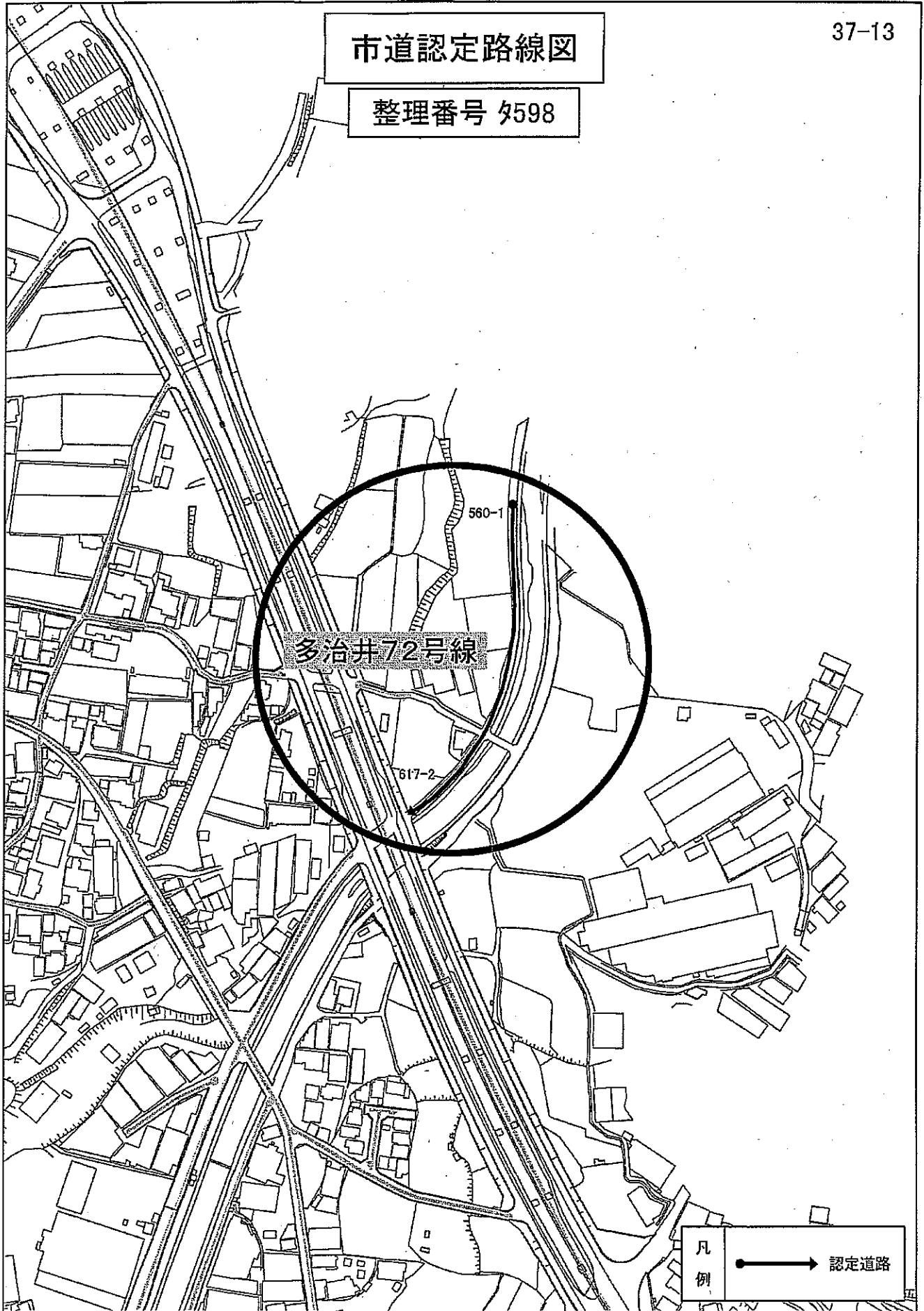
凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

37-13

整理番号 4598



多治井72号線

凡例



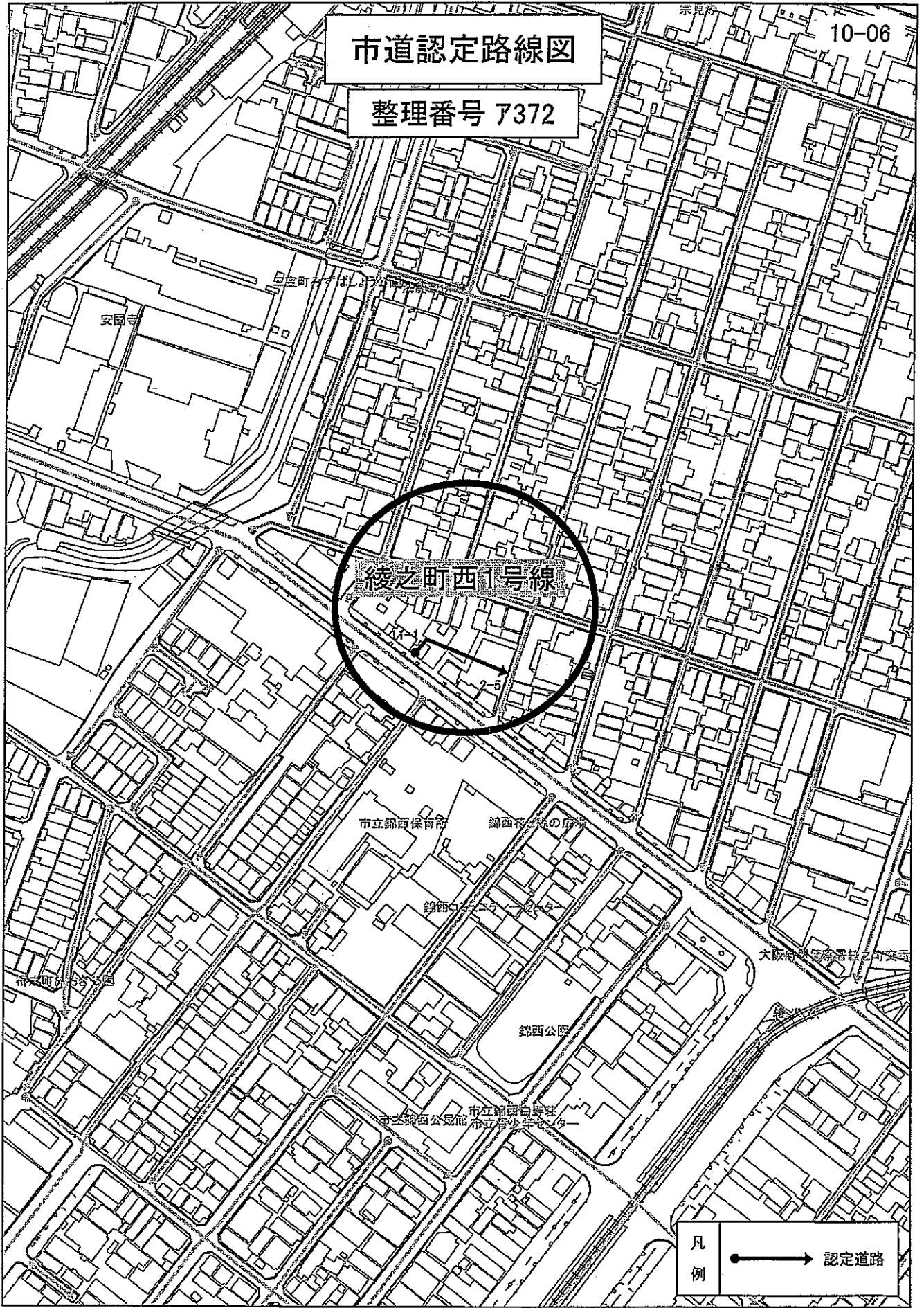
認定道路

市道認定路線図

10-06

整理番号 7372

綾之町西1号線

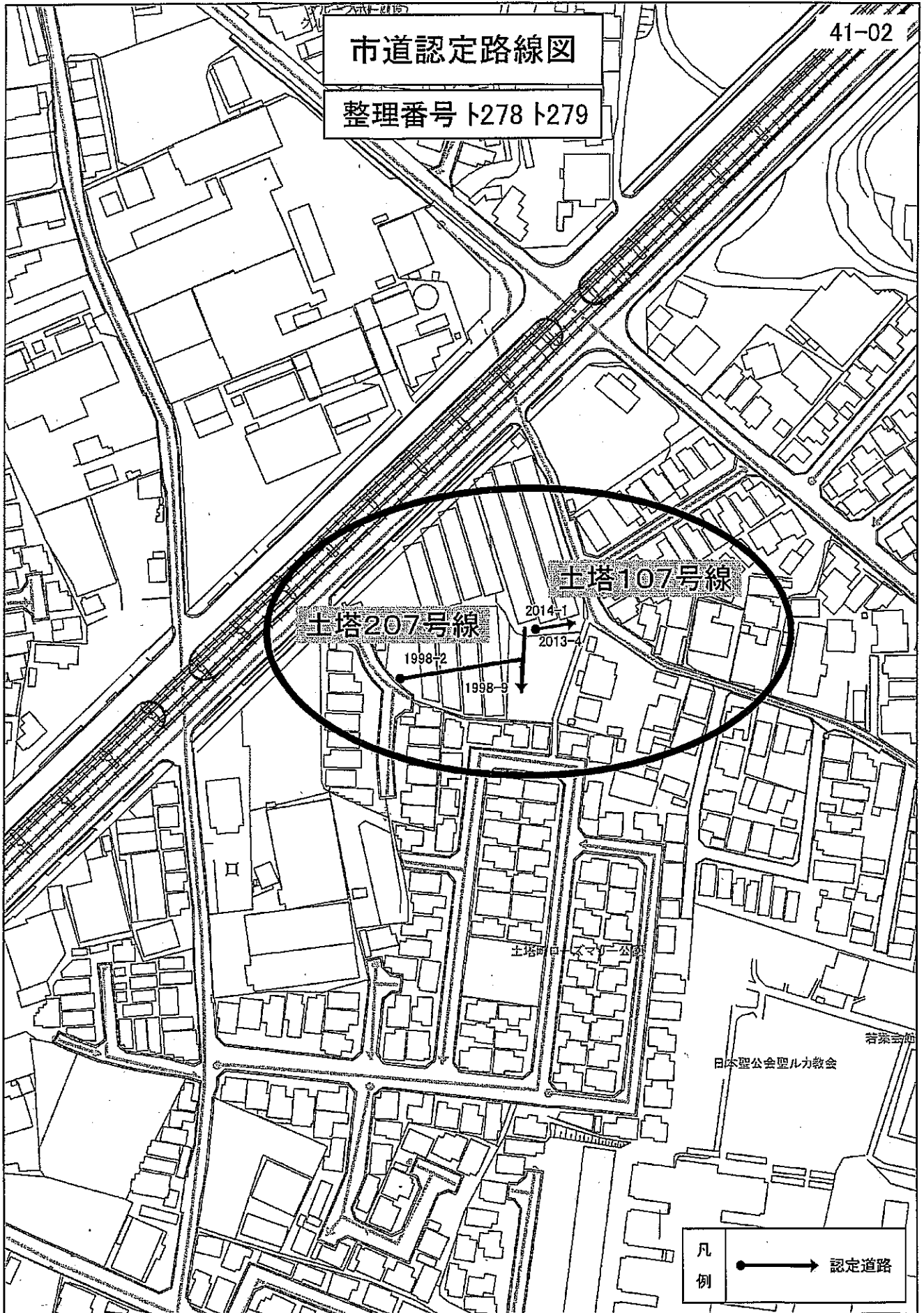


凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

41-02

整理番号 ト278 ト279



凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㊦231

24-21

滝仲天目原百舌鳥耳原南校

上野芝84号線

1007-5

1007-10

群馬県立総合文化センター
上野芝フルーツ公園

市立もず診療所
市立第1・第2もず園

凡例

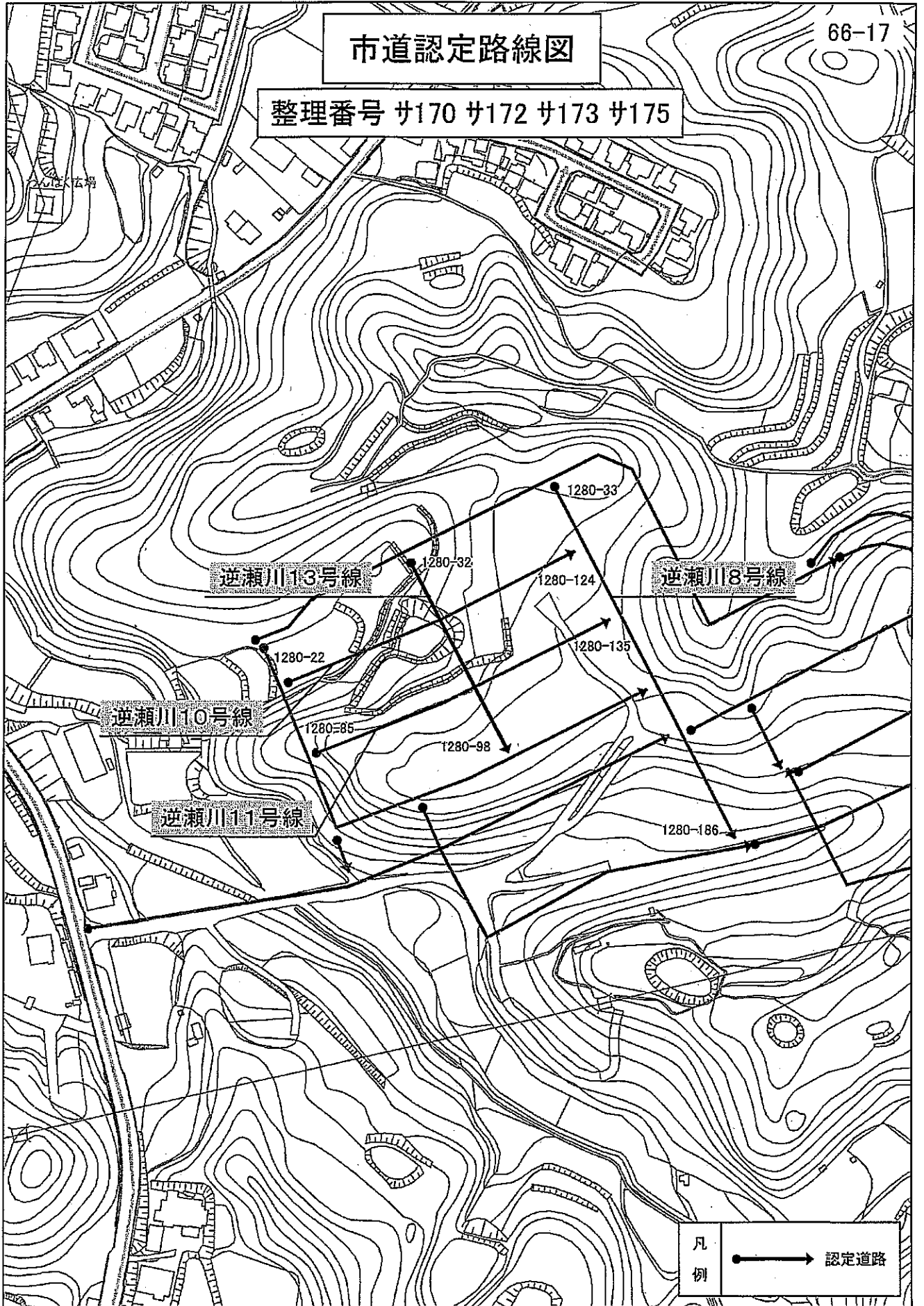


認定道路

市道認定路線図

66-17

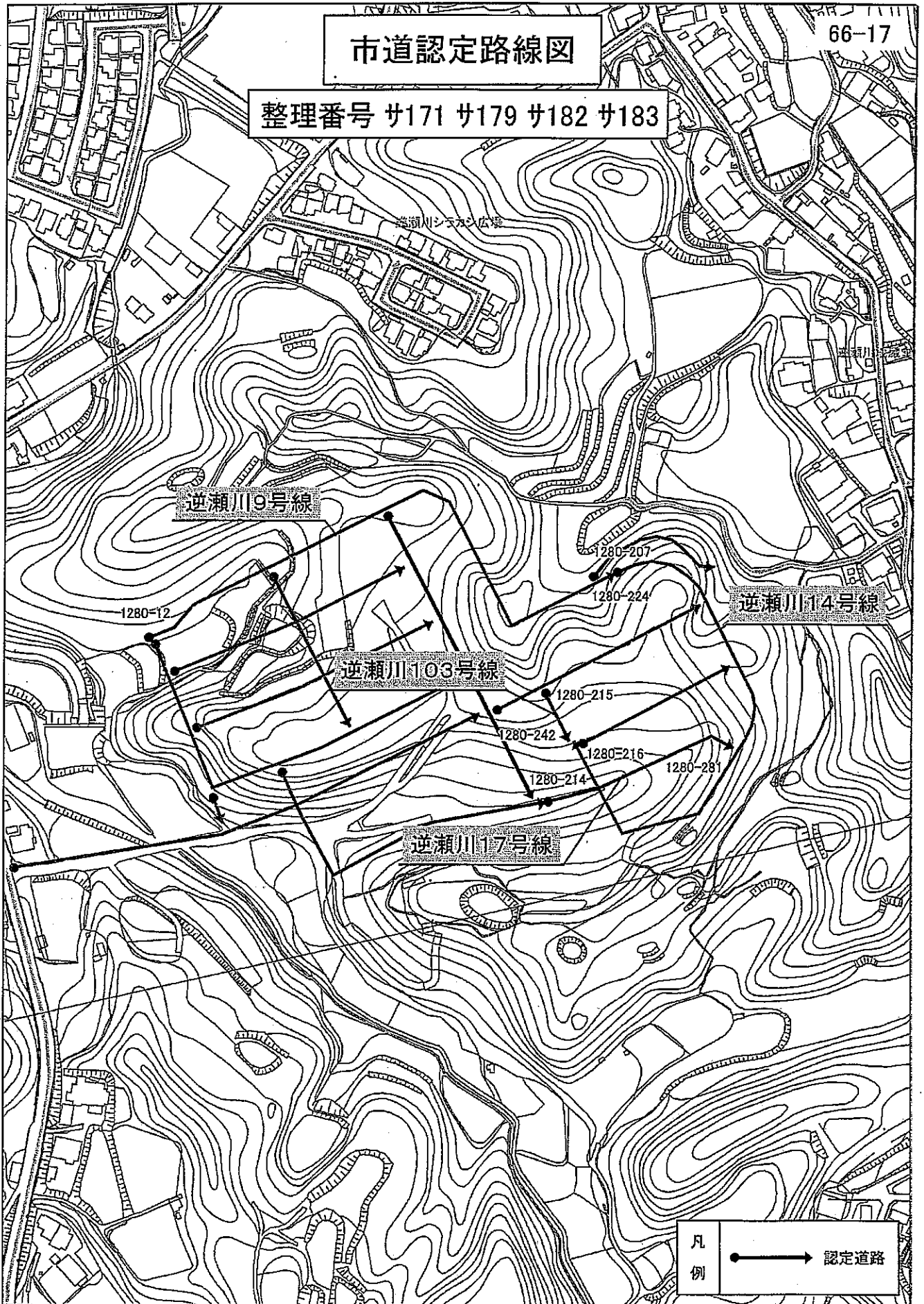
整理番号 サ170 サ172 サ173 サ175



市道認定路線図

66-17

整理番号 サ171 サ179 サ182 サ183

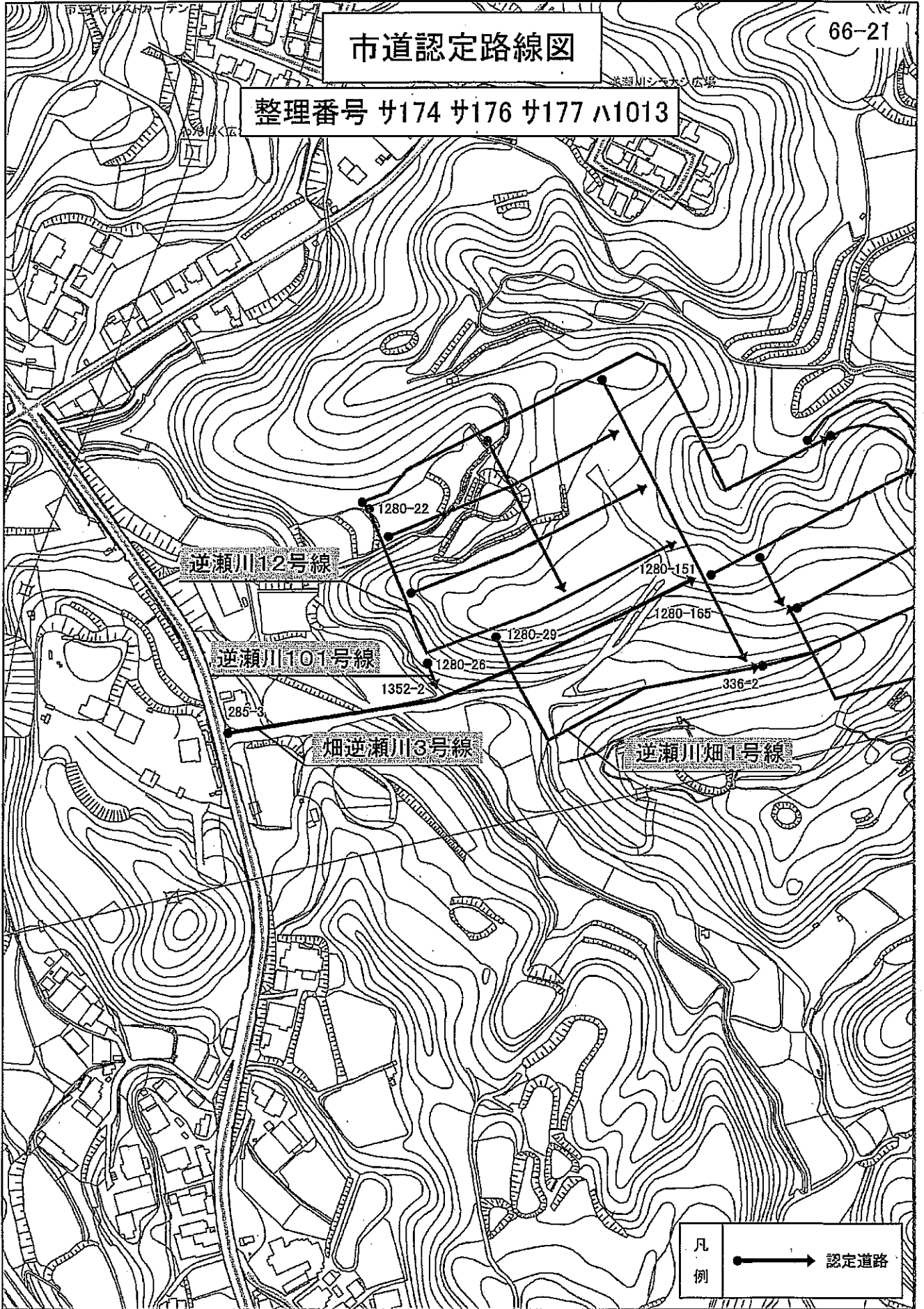


凡例
——→ 認定道路

市道認定路線図

66-21

整理番号 サ174 サ176 サ177 ハ1013



市道認定路線図

66-17

整理番号 サ178 サ180 サ181

逆瀬川シラス川広場

逆瀬川102号線

逆瀬川15号線

逆瀬川16号線

1280-9

1280-207

1280-253

1280-5

1280-270

1280-263

凡例



認定道路

市道認定路線図

55-16

整理番号 862

宮山台42号線
宮山台41号線
宮山台40号線
宮山台39号線
宮山台38号線
宮山台37号線
宮山台36号線
宮山台35号線
宮山台34号線
宮山台33号線
宮山台32号線
宮山台31号線
宮山台30号線
宮山台29号線
宮山台28号線
宮山台27号線
宮山台26号線
宮山台25号線
宮山台24号線
宮山台23号線
宮山台22号線
宮山台21号線
宮山台20号線
宮山台19号線
宮山台18号線
宮山台17号線
宮山台16号線
宮山台15号線
宮山台14号線
宮山台13号線
宮山台12号線
宮山台11号線
宮山台10号線
宮山台9号線
宮山台8号線
宮山台7号線
宮山台6号線
宮山台5号線
宮山台4号線
宮山台3号線
宮山台2号線
宮山台1号線

足谷公園

宮山台42号線

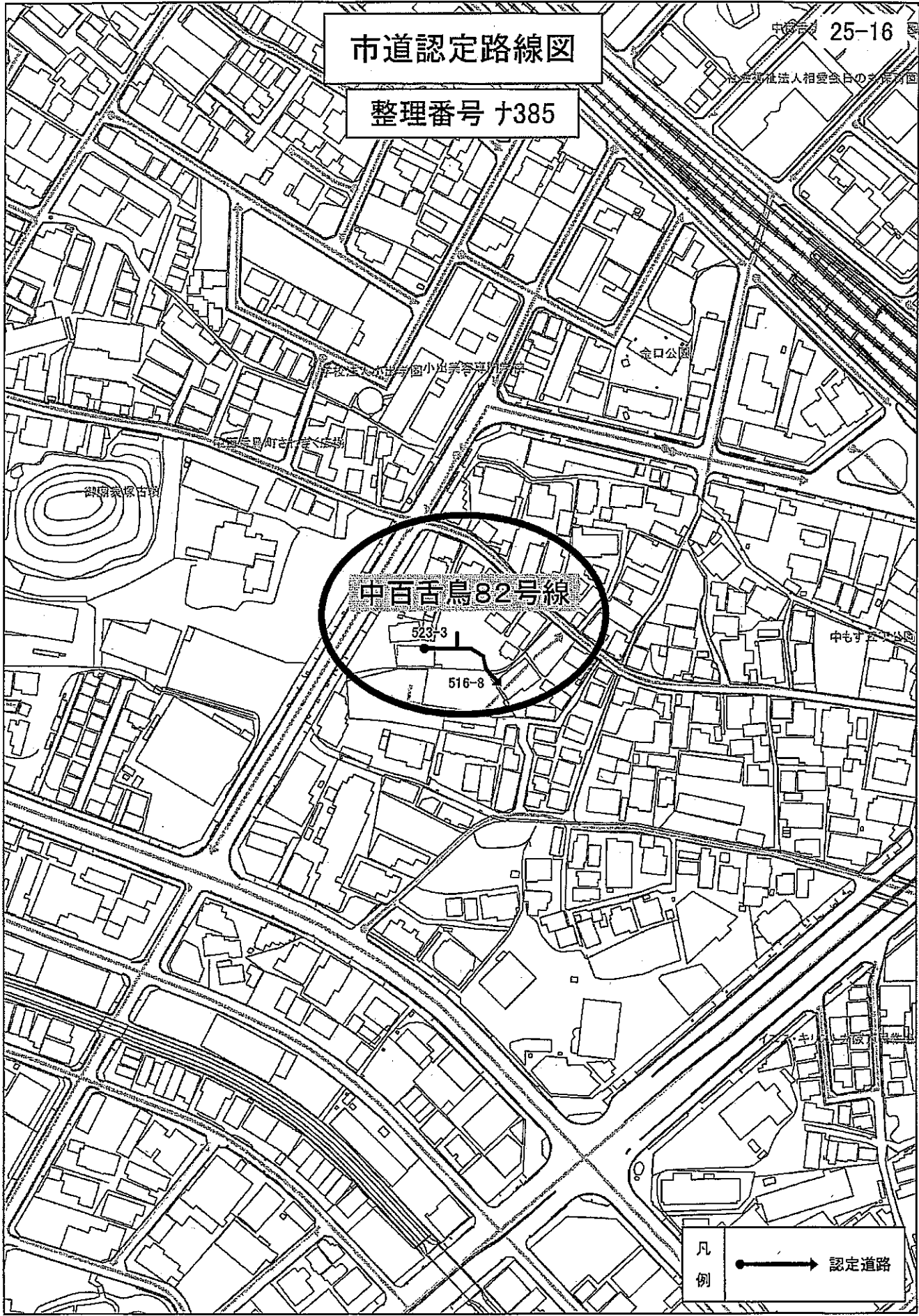
宮山第4公園

高野台7号線

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 1385



中百舌鳥82号線

523-3

516-8

| | |
|----|--------|
| 凡例 | → 認定道路 |
|----|--------|

市道認定路線図

27-07

整理番号 1122

野遠42号線

22-33

22-17

野遠町ちびっこ老人憩いの広場

野遠北小

凡例



認定道路

市道認定路線図

35-10

整理番号 木581

菩提大饗4号線

37-2

255-2

大池公園管理(事) 大池集会所

凡例

→ 認定道路



地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部)

| 専決 番号 | 専 決 年月日 | 損害賠償 の額(円) | 相 手 方 | | 事件の概要 |
|----------|------------|---------------|-----------------------------|---|---|
| | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | |
| 33 | 29.5.17 | 80,000 | 堺市堺区大浜中町 3丁13-27 | 株 式 会 社 川 田 住 宅 代 表 取 締 役 川 田 吉 美 | 平成28年11月3日(木) 午前9時55分ごろ、堺 市堺区柳之町東1丁1- 7地内において、クリ ンセンター環境事業所 職員が本市車両を後退 させた際、相手方所有 の立体駐車場スロープ 側壁に接触し、損傷さ せたもの。 |
| 19 | 29.3.7 | 379,080 | 堺市中区深井沢町 3117 ハーブビル1F | 株 式 会 社 ARTHOMES 代 表 取 締 役 中 村 明 朗 | 平成29年1月11日(水) 午前11時ごろ、堺市西 区***** *地先において、クリ ンセンター環境事業所 職員が粗大ごみを塵芥 処理車に積み込み破碎 する際に、飛散防止の ために古毛布を覆い被 せていたが、毛布の隙 間から破碎の反動で粗 大ごみの破片が飛散し、 相手方車両を損傷させ たもの。 |

(子育て支援部)

| 専決 番号 | 専 決 年月日 | 損害賠償 の額(円) | 相 手 方 | | 事件の概要 |
|----------|------------|---------------|---------|----------------------------|--|
| | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | |
| 32 | 29.5.11 | 164,474 | 堺市 | 親 A 権 B C 者 | 平成23年8月22日(月) 午後4時40分ごろ、市 立保育所1歳児室内に おいて、保育中の職員 が目を離した際に、相 手方(当時1歳9か月) が対象年齢3歳以上の 玩具で前歯1本を欠損 し、加療を要したもの。 |

(建築部)

| 専決 番号 | 専決 年月日 | 損害賠償 の額(円) | 相手方 | | 事件の概要 |
|----------|-----------|---------------|--------------------|---------------------------------|--|
| | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | |
| 37 | 29.5.18 | 587,264 | 堺市北区新金岡町 4丁1番6号 | 社会福祉法人 あおば福祉会 理事長 奥野隆一 | 平成28年6月18日(土) 午前10時10分ごろ、堺 市北区新金岡町4丁1 番6号社会福祉法人あ おば福祉会新金岡セン ター保育園の園庭に、 市が発注した隣地(堺 市北区新金岡町4丁1 番5号)の北部地域整 備事務所外壁改修外工 事における煙突解体作 業中、受注者が、解体 材を落下させた。これ により保育園関係者の 説明会等、所定外の対 応を相手方に負わせた もの。 |

(住宅部)

| 専決 番号 | 専決 年月日 | 損害賠償 の額(円) | 相手方 | | 事件の概要 |
|----------|-----------|---------------|----------------------------------|--------|--|
| | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | |
| 18 | 29.3.3 | 338,445 | 堺市堺区**** **** ***** *** | ***** | 平成28年12月23日(金) 午後3時ごろ、堺市堺 区***** *****において、 上階からの排水管が* 階部分で詰まり、排水 が溢れたことにより、 下階**号和室及びダイ ニングキッチン天井に 漏水し、相手方所有の 家財を損傷させたもの。 |

(土木部)

| 専決 番号 | 専決 年月日 | 損害賠償 の額(円) | 相手方 | | 事件の概要 |
|----------|-----------|---------------|---|--------|--|
| | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | |
| 16 | 29.2.28 | 205,200 | 堺市堺区**** ***** | ***** | 平成28年10月27日(木) 午前11時30分ごろ、堺 市堺区榎元町5丁9-19 地先、市道今池三国ヶ丘 線を走行中、街路樹の枝 が落下し、相手方車両を 損傷させたもの。 |
| 17 | 29.2.28 | 101,347 | 大阪市住之江区* ***** ** ***** ***** | ***** | 平成28年12月14日(水) 午後0時30分ごろ、堺 市堺区栄橋町1丁10番 地先、市道竜神橋町3 号線を走行し、駐車場 へ入ろうとした際、乗 り入れ部の縁石ブロッ クが浮き上がり、車の フロントバンパーを損 傷したもの。 |
| 31 | 29.4.21 | 6,912 | 松原市**** *** | ***** | 平成29年1月9日(月) 午後8時ごろ、堺市中 区堀上町14地先、府道 泉大津美原線をバイク にて走行中、車道に張 り出していた街路樹の 枝に接触し、眼鏡のレ ンズを損傷したもの。 |
| 30 | 29.4.21 | 30,000 | 堺市美原区** **** | ***** | 平成29年2月16日(木) 午前11時ごろ、堺市美 原区小寺764番地先、市 道小寺23号線を自転車 で走行中、横断側溝の グレーチングにできた 隙間にタイヤがはまり 転倒し、自転車を損傷 したもの。 |

(道路部)

| 専決 番号 | 専決 年月日 | 損害賠償 の額(円) | 相手方 | | 事件の概要 |
|----------|-----------|---------------|----------------|--------|--|
| | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | |
| 34 | 29.5.17 | 49,500 | 堺市堺区**** ** | ***** | 平成28年12月11日(日) 午後4時15分ごろ、堺 市堺区宿院町西3丁地 先において、連続立体 推進課職員が本市車両 にて側道を走行中、本 線から車線変更してきた 相手方車両と接触し、 損傷させたもの。 |

(中区役所)

| 専決 番号 | 専決 年月日 | 損害賠償 の額(円) | 相手方 | | 事件の概要 |
|----------|-----------|---------------|----------------|--------|---|
| | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | |
| 35 | 29.5.17 | 86,400 | 堺市中区**** ** | ***** | 平成29年2月8日(水) 午後3時30分ごろ、堺 市中区****地 先において、自治推進 課職員が本市車両で直 進中、ハンドル操作を 誤り、相手方所有のガ ソリンスタンドの壁に 衝突し、損傷させたも の。 |
| 36 | 29.5.17 | 312,628 | 堺市中区**** ** | ***** | 平成29年2月8日(水) 午後3時30分ごろ、堺 市中区****地 先において、自治推進 課職員が本市車両で直 進中、ハンドル操作を 誤り、相手方所有のブ ロック塀に衝突し、損 傷させたもの。 |

(消防局)

| 専決 番号 | 専決 年月日 | 損害賠償 の額(円) | 相手方 | | 事件の概要 |
|----------|-----------|---------------|-------------------|--------|---|
| | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | |
| 23 | 29.3.28 | 16,200 | 堺市東区**** ***** | ***** | 平成28年9月30日(金) 午前11時25分頃、堺市 東区大美野73番地先 において、東消防署登 美丘出張所職員が高 規格救急自動車を緊 急走行させ交差点に 進入した際に、相手 方車両左側バンパー と、本市車両右側前 輪が接触し、相手方 車両を損傷させたも の。 |

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

| 専決 番号 | 専 決 年月日 | 案 件 | 債権等及び 目的の価額 | 相 手 方 | |
|----------|------------|---------------|--|---|-----------------|
| | | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |
| 26 | 29.3.30 | 訴えの提起に ついて | 堺市堺区**** ****堺市営 **** ***号の住宅明 渡し及び住宅使用 料191,419円 | 堺市堺区*** ***** ***** ***** * | ***** |
| 25 | 29.3.30 | 訴えの提起に ついて | 堺市堺区**** ****堺市営* ***** **号の住宅明渡 し及び住宅使用料 44,300円 | 堺市堺区*** ***** ***** ***** * | ***** **の相続人 |

及び第4項による専決処分

| 請求等の内容 | 事件名及び事件の概要 |
|---|---|
| <p>(1) 堺市営*****号の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 191,419 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p> | <p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****号の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 191,419 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p> |
| <p>(1) 堺市営*****号の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 44,300 円及び名義人死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p> | <p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****号の入居名義人である*****は、平成 27 年 6 月 29 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。このため、同住宅の明渡しを求めるとともに、住宅使用料 44,300 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p> |

3 市長の専決事項の指定第5項

(文化部)

| 専決 番号 | 専 決 年月日 | 契約の目的 | 契約の相手方 | | 契 約 金 額 |
|----------|------------|--------------------------------|--------------------|--|--|
| | | | 住 所 | 氏 名 | |
| 27 | 29.3.31 | 堺市民芸術文化ホール建設工事(その2) | 大阪府中央区南船場1丁目14番10号 | 大成建設株式会社 関西支店 常務執行役員支店長 金井隆夫 | 変更前 9,782,764,200円 (消費税額等 724,649,200円) 変更後 9,830,628,720円 (消費税額等 728,194,720円) |
| 24 | 29.3.29 | 堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)に伴う電気設備工事 | 大阪府北区与力町1番27号 | 三栄・西尾 建設工事共同企業体 代表構成員 三栄電気工業 株式会社 大阪支店 取締役支店長 早川昭二 他の構成員 株式会社西尾電設 代表取締役 西尾崇 | 変更前 1,049,645,520円 (消費税額等 77,751,520円) 変更後 1,050,722,280円 (消費税額等 77,831,280円) |
| 22 | 29.3.27 | 堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)に伴う空気調和設備工事 | 堺市北区百舌鳥陵南町3丁345番地 | サニコン・永安 建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社サニコン 代表取締役 池田正博 他の構成員 永安設備工業 株式会社 代表取締役 永安啓介 | 変更前 1,210,999,680円 (消費税額等 89,703,680円) 変更後 1,212,121,800円 (消費税額等 89,786,800円) |

による専決処分

| 変更額 (増) | 変更する内容 | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>47,864,520 円 (消費税額等 3,545,520 円)</p> | <p>基準不適合と一般残土のそれぞれにおける地中障害物の分別に伴う施工費・処分費・運搬費 工期変更に伴う経費 工期 変更前 平成 28 年 5 月 11 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで 変更後 平成 28 年 5 月 11 日から 平成 31 年 2 月 20 日まで</p> | <p>昨年 10 月 31 日に本工事について、基準不適合土壌及び地中障害物が確認されたことから工事費の増額及び工期延長の変更契約を締結したが、それ以降の掘削工事において、さらに地中障害物が確認されたことから、それに係わる施工費、処分費及び運搬費を増額する必要が生じた。併せて、地中障害物の分別に相当の期間を要することから工期の延長を行う。</p> |
| <p>1,076,760 円 (消費税額等 79,760 円)</p> | <p>工期延長による増額 工期 変更前 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで 変更後 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 31 年 2 月 20 日まで</p> | <p>堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)において工期の延長を行う必要が生じた。 これに伴い、本工事(電気設備工事)においても工期の延長を行い、併せて経費の増額変更を行う。</p> |
| <p>1,122,120 円 (消費税額等 83,120 円)</p> | <p>工期延長による増額 工期 変更前 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで 変更後 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 31 年 2 月 20 日まで</p> | <p>堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)において工期の延長を行う必要が生じた。 これに伴い、本工事(空気調和設備工事)においても工期の延長を行い、併せて経費の増額変更を行う。</p> |

| 専決 番号 | 専 決 年月日 | 契約の目的 | 契約の相手方 | | 契 約 金 額 |
|----------|------------|---------------------------------|-------------------------------|--|--|
| | | | 住 所 | 氏 名 | |
| 20 | 29.3.23 | 堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)に伴う給排水衛生設備工事 | 大阪市北区 天満2丁目 2番16号 | 浦安・美和 建設工事共同企業体 代表構成員 浦安工業株式会社 大阪支店 執行役員支店長 八里増樹 他の構成員 美和設備工業 株式会社 代表取締役 栢瀬秀樹 | 変更前 514,459,080円 (消費税額等 38,108,080円) 変更後 515,104,920円 (消費税額等 38,155,920円) |
| 21 | 29.3.23 | 堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)に伴う舞台音響設備工事 | 東京都台東 区柳橋1丁 目13-3 | システムエンジニア リング・Rain g 建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社システム エンジニアリング 代表取締役社長 田口純 他の構成員 株式会社Rain g 代表取締役 白井健太郎 | 変更前 472,617,720円 (消費税額等 35,008,720円) 変更後 473,137,200円 (消費税額等 35,047,200円) |
| 28 | 29.3.31 | 堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)に伴う舞台照明設備工事 | 大阪市福島 区海老江1 丁目1番31 号 | 中央・東陽 建設工事共同企業体 代表構成員 中央電設株式会社 取締役社長 溝 潤 貴 他の構成員 株式会社 東陽電気商会 代表取締役 鎌田和一 | 変更前 461,872,800円 (消費税額等 34,212,800円) 変更後 462,380,400円 (消費税額等 34,250,400円) |

| 変更額 (増) | 変更する内容 | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>645,840 円 (消費税額等 47,840 円)</p> | <p>工期延長による増額</p> <p>工期 変更前 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで 変更後 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 31 年 2 月 20 日まで</p> | <p>堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)において工期の延長を行う必要が生じた。</p> <p>これに伴い、本工事(給排水衛生設備工事)においても工期の延長を行い、併せて経費の増額変更を行う。</p> |
| <p>519,480 円 (消費税額等 38,480 円)</p> | <p>工期延長による増額</p> <p>工期 変更前 平成 28 年 8 月 25 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで 変更後 平成 28 年 8 月 25 日から 平成 31 年 2 月 20 日まで</p> | <p>堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)において工期の延長を行う必要が生じた。</p> <p>これに伴い、本工事(舞台音響設備工事)においても工期の延長を行い、併せて経費の増額変更を行う。</p> |
| <p>507,600 円 (消費税額等 37,600 円)</p> | <p>工期延長による増額</p> <p>工期 変更前 平成 28 年 8 月 25 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで 変更後 平成 28 年 8 月 25 日から 平成 31 年 2 月 20 日まで</p> | <p>堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)において工期の延長を行う必要が生じた。</p> <p>これに伴い、本工事(舞台照明設備工事)においても工期の延長を行い、併せて経費の増額変更を行う。</p> |

(学校管理部)

| 専決 番号 | 専決 年月日 | 契約の目的 | 契約の相手方 | | 契約金額 |
|----------|-----------|-----------------|-------------------------|----------------------------|--|
| | | | 住所 | 氏名 | |
| 29 | 29.4.20 | 熊野小学校校 舎増築工事 | 堺市中区土 師町3丁32 番55号 | 株式会社山口工務店 代表取締役 山口光男 | 変更前 672,624,000円 (消費税額等 49,824,000円) 変更後 673,994,520円 (消費税額等 49,925,520円) |

| 変更額 (増) | 変更する内容 | 変更理由 |
|-------------------------------------|----------------------------|---|
| 1,370,520 円 (消費税額等 101,520 円) | 地中障害物の分別に伴う施工費・ 運搬費・処分費 | 掘削工事において地中障害物(コン クリートガラ、赤レンガ)が確認され たことから、分別に伴う施工費及び運 搬・処分費が増大することとなったた め、増額変更を行う。 |

平成29年第2回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）

平成29年6月 発行

編集・発行 堺市財政局 財政部 財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-17-0084

